

一般社団法人  
香川県銀行協会  
定 款

昭和21年 5月29日制定

平成24年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

# 一般社団法人香川県銀行協会

## 目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的および事業	2
第3章	社 員	2
第4章	社 員 総 会	4
第5章	役 員	6
第6章	理 事 会	8
第7章	委 員 会	9
第8章	資産および会計	10
第9章	定款の変更および解散	11
第10章	事務局	12
第11章	雑 則	12
	附 則	12

# 一般社団法人香川県銀行協会定款

「定款の制定・改正」

制定	昭和21年	5月29日
改正	昭和23年	4月27日
改正	昭和24年	3月9日
改正	昭和24年	4月27日
改正	昭和26年	4月17日
改正	昭和26年	1月12日
改正	昭和46年	10月16日
改正	昭和52年	11月7日
改正	昭和53年	2月28日
改正	昭和57年	2月9日
改正	昭和58年	4月28日
改正	平成10年	1月20日
改正	平成15年	3月18日
改正	平成18年	9月20日
改正	平成24年	4月1日
改正	令和5年	4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人香川県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図るための事業を行い、一般経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、香川県内において、次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員・関係官庁・他の公益法人・産業界等との交流・連絡
- 二 銀行とりひき相談所の設置・運営
- 三 金融ならびに経済に関する調査および研究
- 四 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁等との連携および会員に対する支援
- 五 銀行に関する広報
- 六 その他本協会の目的達成上必要と認められる事項

## 第3章 社員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、香川県内に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第 6 条 本協会の社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第 7 条 本協会に入会した社員は加入金を納付する義務を負う。加入金の額は、都度、理事会において決定する。

- 2 本協会の社員は、毎事業年度の運営経費として会費を納付する義務を負う。会費の算出基準は社員総会において定める。
- 3 既納の加入金および会費は返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(社員資格の取得)

第 8 条 第 6 条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、会長は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

- 2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第 9 条 社員名簿に記載した事項に変更を生じた社員は、1 週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、会長は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 10 条 社員の資格は次の事由によって喪失する。

- 一 退会の申出があったとき
- 二 第 5 条に規定した社員の資格を喪失したとき
- 三 整理のため休業したときまたは破産の宣告を受けたとき
- 四 解散または合併により消滅したとき
- 五 除名されたとき

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- 一 他の銀行との合併により、当該他の銀行が存続する場合における存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合における設立される新銀行

- 三 分割または営業譲渡により営業の全部を他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合における営業を譲り受ける銀行
- 四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合において、営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは譲渡を受けたその銀行、営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときはその複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認めた場合における理事会が指定した銀行

(退 会)

第12条 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除 名)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 会費等を納付しないとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 営業状態が危険と認められる事実があったとき
- 四 社員総会の決議に違反したとき
- 五 本定款またはその他の規則に違反したとき
- 六 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、会長は、社員名簿にその事由および年月日を記入のうえ、これを資格を喪失した社員および他の社員に通知しなければならない。

(社員の権利の喪失・義務の免除等)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務がある場合はこれを免れることができない。

(準社員)

第16条 社員銀行以外で高松手形交換所廃止時に直接手形交換に参加していた金融機関を準社員として取り扱い、希望により本協会の他の事業に参加することができる。

- 2 準社員は別途社員総会において定める基準により会費を納付する義務を負う。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第17条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

### (権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事および監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 本定款の変更
- 六 基本財産の処分または入担
- 七 本協会の解散および残余財産の処分
- 八 理事会において、社員総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他社員総会で決議することとして法令または本定款で定められた事項

### (種類)

第19条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### (招集手続)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、開催予定日の7日前までに、会議の目的事項・開催日時・開催場所を記載した書面を発して会長が招集する。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集手続を経ないで開催することができる。

- 2 前項にかかわらず、社員総会に出席しない社員が書面により議決権を行使できるときは、開催の14日前までにその通知を発しなければならない。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項および招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時社員総会を招集しなければならない。

### (議長)

第21条 社員総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故等があるときは、他の理事を議長とする。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加することはできない。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。
  - 一 社員の除名
  - 二 理事および監事の解任
  - 三 本定款の変更
  - 四 基本財産の処分または入担
  - 五 本協会の解散および残余財産の処分
  - 六 その他法令で定められた事項
- 3 役員（理事または監事）を選任する議案を決議する場合は、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第24条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につきすべての社員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第25条 社員は、自己の役職員または本協会の社員を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、当該社員は社員総会毎に代理権を証する書面を会長あてに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第26条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合には、その議決権の数は第23条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、議長および社員総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が記名・押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第28条 本協会には、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上7名以内
- 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 役員は、社員総会の決議により選任する。

- 2 理事6名以内および監事2名以内は、社員の役職員の中から選任する。
- 3 理事2名以内および監事1名は、社員の役職員以外の者から選任することができる。
- 4 会長および常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 5 監事は、本協会の理事または事務局職員を兼ねることはできない。

(理事の職務および権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令および本定款で定めるところにより、本協会の事業を分担執行する。

- 2 会長は、法令および本定款の定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。会長に事故等があるときは、理事会において、他の理事の中から会長を選定する。
- 3 常務理事は会長を補佐し、会長の指示にもとづき、日常の業務を統括する。
- 4 会長および常務理事は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第31条 監事は、理事の職務執行状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも理事および事務局職員に対して事業の報告を求め、本協会の事業および財産の状況を調査することができる。

#### (任期)

第32条 理事の任期は、その選任された日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、その選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときは、臨時社員総会を招集してこれを補充選任する。  
なお、補充選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利を有し、義務を負う。

#### (解任)

第33条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。

- 一 本定款に違反したとき
- 二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

#### (責任免除等)

第34条 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項にもとづき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 3 本協会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (役員の報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、社員の役職員以外から選任された理事および監事については、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第36条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第37条 理事会は、法令または本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 本協会の事業執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 会長および常務理事の選定および解任

### (招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めるときまたは会長以外の理事から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、開催する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。  
ただし、議案の議決権を有しない。

### (議長)

第39条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故等があるときは、他の理事を議長とする。

### (決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (付議事項)

第41条 理事会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 社員総会に付議する事項
- 二 社員総会において理事会に委嘱された事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名・押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第43条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

2 委員会の設置または廃止は、社員総会の決議を要する。

3 前項に規定するもののほか、委員会について必要事項は理事会において別に定める。

## 第8章 資産および会計

(資産の構成等)

第44条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

一 財産目録に記載の財産

二 加入金および会費等

三 事業から生じる収入

四 資産から生じる収入

五 寄附金品

六 その他の収入

2 資産は、基本財産および通常財産の2種に区分する。

基本財産は、これを処分または担保に供することはできない。ただし、社員総会の決議を経た場合には、処分または担保に供することができる。通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第45条 本協会の資産は、会長および常務理事がこれを管理する。

(経費の支弁)

第46条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第47条 本協会の事業計画書および収支予算書は、社員総会において承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告および決算)

第48条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書(損益計算書)
- 五 貸借対照表および正味財産増減計算書(損益計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号および第四号の書類については、定時社員総会に提出、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、本定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第49条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、社員に分配することなく、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(長期借入金)

第50条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上にあたる多数の決議を受けなければならない。

(事業年度および会計年度)

第51条 本協会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第52条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第53条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第55条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第57条 本定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第58条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事情により前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

(定款の効力)

第1条 本定款は、法人法および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。

(最初の代表理事等)

第2条 本協会の最初の代表理事（会長）は渡邊智樹、業務執行理事（常務理事）は、田中敏博とする。

(事業年度)

第3条 法人法および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、本定款第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

第4条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従うものとする。